

瀬戸市公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第23号

瀬戸市公告式規則の一部を改正する規則

瀬戸市公告式規則（昭和59年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(告示等の公示) 第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の旨の前文、年月日及び市長の氏名を <u>記入しなければならない</u> 。 2 <省略>	(告示等の公示) 第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の旨の前文、年月日及び市長の氏名を <u>記入して、市長印を押さなければならない</u> 。 2 <省略>

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。